

I D : 7 2 6 9 1

青 　　り　　号　　外
令和 4 年 1 2 月 2 8 日

報 道 機 関 各 位

青森県農林水産部りんご果樹課長
(公 印 省 略)

台湾に輸出した本県産りんごの残留農薬検出について

先ほどの、取材対応では、資料の準備が遅れ申し訳ありませんでした。
標記の件について、別紙のとおり情報提供いたします。

| 報道機関用提供資料 | |
|-----------|-------------------------|
| 担当課 | 農林水産部りんご果樹課 |
| 担当者 | 流通加工グループ 総括主幹 成田 悟 |
| 電話番号 | 直通 017-734-9491 内線 5095 |
| 報道監 | 農林水産部 次長 成田 澄人 内線 4967 |

令和4年12月28日
りんご果樹課

台湾に輸出した本県産りんごの残留農薬検出について

1 経緯

台湾の貿易会社璉鑑國際有限公司が輸入した本県産「サンふじ」について、台湾行政院・食品薬物管理署（FDA）が残留農薬検査を実施したところ、日本国内で残留が認められているが、台湾で不検出の農薬成分が検出された。（12月27日FDAのHP掲載を確認）

- (1) 検査不合格は、輸出事業者が11月21日に検査を受けた約11トン。
- (2) 残留していた農薬成分はテトラジホンで、検出量は0.02ppm。
- (3) 当農薬は、日本ではりんご、なし、かんきつなどで登録されているが、台湾の残留農薬基準では「不検出」とされている。

【農薬成分「テトラジホン」の使用基準等（りんご）】

- ① 対象害虫 ハダニ類
- ② 使用基準 収穫30日前まで使用可能
- ③ 残留農薬基準 日本：1ppm未満、台湾：不検出

【これまでの残留農薬検査不合格事例】

- ① 平成21年 1月（検出成分：殺菌剤トリフロキシストロビン）
- ② 平成24年 2月（検出成分：殺虫剤プロチオホス）
- ③ 平成30年12月（検出成分：殺虫剤スルホキサフル）

2 今後の対応

- (1) 職員を輸出事業者に派遣して、薬剤の散布履歴等の状況を確認する。
- (2) 関係事業者・団体に対して、輸出向けりんごに係る残留農薬基準の遵守について、文書を発出（12月28日付）して注意喚起する。

①通知先

台湾向け選果こん包施設責任者（61事業者）、全農県本部、県りんご輸出協会、県りんご商業協同組合連合会、県りんご協会、産地市場（弘果弘前中央青果（株）、（株）津軽りんご市場、中果五所川原中央青果（株））

②内容

ア りんごの輸出に際しては、輸出先の残留農薬基準や輸出向けりんごの防除履歴を事前に確認すること。

イ 必要に応じて、残留農薬分析を実施の上、輸出先の残留農薬基準への適合を確認すること。

ウ 適切な防除や防除履歴が確認できない場合、または、輸出先の残留農薬基準に適合しない場合は、当該りんごの輸出は行わないこと。

以上